

「社会的養護の課題と将来像」に基づく施策の推進状況について

1 課題と将来像のとりまとめと取組

- 厚生労働省では、平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、同年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。
- 平成24年度においては、「社会的養護の課題と将来像」での提言を基に、有識者や関係団体等の協力を得て、Ⅰ. 全国里親委託等推進委員会、Ⅱ. 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ、Ⅲ. 親子関係再構築支援ワーキンググループ、Ⅳ. 施設運営の手引書編集委員会及びⅤ. 社会的養護第三者評価推進研究会を設置し、検討を行った。
- Ⅰ. 全国里親委託等推進委員会においては、平成25年2月に里親委託率の増加幅の大きな自治体の取組をまとめた事例集、及び平成25年3月に里親等や支援者向けのハンドブックを作成し、全国に提供した。
- 平成24年11月には、Ⅱ. 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループの報告を基にとりまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（小規模化等のマニュアル）を各自治体あて周知するとともに、児童養護施設・乳児院には各施設ごとの「家庭的養護推進計画」を、各都道府県には「都道府県推進計画」を平成26年度までに策定することを求めた。さらに、小規模化等の事例集の作成も進めている。

- Ⅲ. 親子関係再構築支援ワーキンググループでは、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、施設種別ごとに留意すべき点などをまとめた事例集の作成を進めている。これを基に、平成25年度にはガイドラインを作成する予定である。

- 各施設種別ごとのⅣ. 施設運営の手引書編集委員会では、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設それぞれの施設運営指針に基づき、施設運営の手引書の作成を進めている。

- Ⅴ. 社会的養護第三者評価推進研究会では、平成24年度に、施設向けのテキストとして「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」を作成し、各施設及び自治体に送付した。また、評価調査者向けの「社会的養護関係施設の自己評価・第三者評価の手引き」を作成し、研修テキストとして用いるほか、全国の施設に配布した。

- 平成25年度においても、「社会的養護の課題と将来像」に基づき、家庭的養護の推進をはじめ、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていく。

2 平成24年度の各種ワーキンググループ等における検討について

I 里親等委託の推進

- ・全国里親委託等推進委員会を設置して、全国の取組事例の収集、調査研究、情報提供等を推進する。
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の考え方を里親等が自らの養育に引きつけて考えたり、支援者が里親等や子どもの感じ方やニーズを知るためのハンドブック及び、里親委託率の増加幅の大きな自治体の推進方策等の取組をまとめた事例集を作成し、全国に提供した。

○全国里親委託等推進委員会(学識、里親、ファミリーホーム、児童相談所、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターからの構成員)
委員長： 星野崇全国里親会会長

II 施設における家庭的養護の推進のためのマニュアルの作成、計画的推進

- ・児童養護施設及び乳児院における家庭的養護の推進のため、施設の小規模化、地域分散化、養育単位の小規模化の推進のための具体例や工夫などを収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、マニュアルを作成した。
- ・施設の養育単位の状況や、今後に向けた検討状況等を調査集計する。
- ・これらを踏まえ、各施設における計画の策定など取組を推進する。

○施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ(学識、児童養護施設、乳児院からの構成員)
座長： 宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員)

III 施設による親子関係の再構築の支援についての調査研究

- ・施設が児童相談所との連携の下で行う親子関係の再構築の支援について、取組事例を収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、親子関係の再構築の推進を図る。

○親子関係再構築支援ワーキンググループ(学識、児童相談所、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターからの構成員)
座長： 犬塚 峰子 大正大学人間学部教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員)

IV 施設種別ごとの指針の手引書の作成

- ・施設種別ごとの運営指針に基づいて、運営の手引書の作成を進める。

V 第三者評価及び自己評価の義務化の実施

- ・社会的養護関係施設での平成24年度からの義務化に伴い、質の高い第三者評価や自己評価を推進し、施設の運営の質を高めるため、研究会を設け、評価調査者養成研修の実施や評価機関の認証などを行う。

○社会的養護第三者評価推進研究会(学識、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、評価機関からの構成員)
座長： 柏女 霊峰 淑徳大学教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員長)

I 全国里親委託等推進委員会について

1 構成(◎は座長)

◎星野 崇 全国里親会会長	林 浩康 日本女子大学人間社会学部教授
御所 伸之 全国里親会副会長	宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授
木ノ内博道 全国里親会副会長	横堀 昌子 青山学院女子短期大学子ども学科准教授
草野 恵子 山形県里親会会長(北海道・東北ブロック)	藤林 武史 福岡市子ども総合相談センター所長
青葉 紘宇 東京養育家庭の会理事長(関東・甲信越ブロック)	奥田 晃久 東京都児童相談センター相談処遇課長
二飯田秀一 石川県里親会会長(東海北陸ブロック)	伊達 直利 全国児童養護施設協議会副会長(旭児童ホーム)
宮川 長生 大阪市里親会会長(近畿ブロック)	摩尼 昌子 全国乳児福祉協議会協議員(ドルカスベビーホーム)
河内 美舟 山口県里親会会長(中・四国ブロック)	花崎みさを 全国児童家庭支援センター協議会副会長(ヴィオラ)
原田 泉 福岡市里親会常任理事(九州ブロック)	川崎二三彦 子どもの虹情報研修センター研究部長
ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会会長(ざおうホーム)	

2 進捗状況について

① 好事例調査報告書の作成

地方自治体が里親委託を推進する上で参考となるよう、里親委託率が大きく伸びた自治体(6年間の里親委託率の増加幅が1位又は2位であった福岡市及び大分県)における里親推進の取組内容等について調査を行い、報告書を作成した。

他の自治体が具体的に取り組み易いように、事業実施に当たって作成された要項や案内チラシなど様々な資料を幅広く収集し、とりまとめている。

「里親等委託率アップの取り組み報告書」平成25年2月発行

② 里親養育の手引書の作成

里親等が、あるべき里親養育を自らの養育にひきつけて考えるために活用できるよう、また、乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員、里親支援機関、児童相談所の職員など里親制度にかかわる者が里親等や子どもの感じ方やニーズを知るための参考となるよう、里親及びファミリーホーム養育指針に基づくハンドブックを作成した。

「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」平成25年3月発行

(スケジュール)

- ・第1回全国里親委託等推進委員会の開催 年度計画(平成24年5月31日)
- ・第1回小委員会 手引書のコンセプト(内容、項目等)を検討(平成24年7月2日)
- ・第2回小委員会 中間報告・検討(平成24年10月24日)
- ・第2回全国里親委託等推進委員会の開催 「2. ①、②」の進捗状況の報告 平成25年度調査研究事業案の提示

里親委託推進の取組事例

具体的な取り組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO

児童相談所

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）
○里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動でつながっていく仕組みづくり（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、里親だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識がうまれた。
社会的養護の社会化 がはかられる。

○児相職員の意識の変化
「まず里親を探そう」
職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はずべて児童相談所が行うことになるため、**里親委託は大変。**

○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。里親家庭への支援体制が欠かせない。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適応できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。

○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていなかったが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、組織的に里親委託を推進した。

○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプローチ。

○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック

目的

社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現するために、

- 平成24年3月に策定した「里親及びファミリーホーム養育指針」の内容を、里親及びファミリーホームの養育者（以下「里親等」という。）が実際の養育に引きつけて考えるためのツールの提示
- 支援者が、里親等や子どもの感じ方やニーズを知るための参考の提示

概要

「里親及びファミリーホーム養育指針」の内容を①家庭養護のあり方、②養育の基本、③養育の開始、④子どものルーツと実親との関係、⑤子どもの行動の理解と援助、⑥地域や社会とのつながりに分類してまとめ、事例を掲載してより理解しやすいものを作成。

活用方法

- 1 里親等
 - ・里親等が読んで、自らの養育について振り返りを行う。
 - ・里親サロン等の里親等の集まりで、読み合わせをして、意見交換をする。
 - ・里親等の研修や自主勉強会で、養育について考える際の参考とする。
- 2 支援者（児童相談所・里親支援機関等）
 - ・支援者が読んで、里親等の考え方などを理解する。
 - ・里親等が支援を受けて、良かったり、困ったりした事例から、里親等のニーズを知る。
 - ・支援者が支援を行う際に、事例を利用して里親等の経験を伝え、里親等の理解を得る。
- 3 里親等と支援者
 - ・里親等と支援者が、課題になっている事柄に近い解説部分や事例を共に読んで、子どもとの関わり方や養育について考える際に、客観的に考えるためのツールにする。

3 養育の開始

27 家庭の約束ごとと
子どもの合意

養育指針 第4章 第1節 1. 養育・支援 (9) 家庭の暮らし方、約束ごとについての説明

- 家庭養護のよさは、あらかじめ定められた「日課」や「規則」がなく、大人数での生活ではないこと、決まりごとがあっても、ゆるやかなことです。しかし、家庭の中に約束ごとがまったくないわけではありません。それぞれの家庭には、その家庭なりの決まりや生活習慣、暮らし方があり、その中に安定した日常生活があります。
- 迎え入れる子どもは、それまでの生活が不安定であったり、施設での生活が長かったり、新たな家庭での生活にとまどいを感じることも少なくありません。家庭での最低限の決まりをその目的を含め説明し、子どもの意見を聞いた上で本人が理解し、合意することが必要です。なにより、家族がよりよい生活を続けるために決まりがあることを理解してもらいましょう。
- 決まりを子どもに理解してもらって合意を得ることは、その家庭らしさを保つためであり、子どもにとっても、家庭での関係をスムーズにし、家庭への適応を助けるものとなります。また、家庭への順応のプロセスは、子どもの年齢など個人差もあるので、時間をかけて丁寧に行う必要があります。
- 家庭での約束事をつくるときには、委託された子どもだけでなく、他のメンバーを含めた皆が納得できるものであり、全員が参加しながらつくり上げることが必要です。また、子どもの年齢や家庭の状況によって内容が異なってくるので、それらに合わせて見直したりするなどして、一緒につくり上げていきましょう。

事例



子どもにもルールを決めさせてほしい

私が里親家庭にいた頃、里親が寝る前に必ず電気のブレーカーを落としていました。子どもが夜更かしをしないようにするためです。そのため就寝時間が早く、学校で話題になっていたテレビ番組を見ることができませんでした。家庭の約束事は里親が決めて子どもに押しつけるのではなく、家族全員で話し合っ

子どもと一緒にルールを決めた

子どもが高校に入学するときに「友だちがみんな持っているから携帯電話がほしい」と言ってきました。携帯を持たせていいのが悩みましたが、よい機会なのでお金の使い方の練習を兼ねて、ルールと一緒に決めました。そのルールとは、上限の金額を設定し使いすぎたらアルバイトをしてそのお給料で支払う、アルバイトをしていなかったら携帯電話を一定期間使えない状態にするというものでした。毎月、携帯電話の請求書と一緒に見て、金額が多い月は使いすぎた理由を話し合うことで、アルバイトもがんばるようになりました。



日常の積み重ねからルールをつくる

ルールについて、子どもたちと丁寧に時間をかけてやりとりをしています。時が経つうちに、子どもたちは「おばちゃん（里母）なら、こういうときはこう考えるよね」とか「これはおばちゃんが許さないだろう」とわかってくるようです。そのような日常の積み重ねの中で、お互いの関係をつくっているのだと思います。

家庭の約束事にこだわらない

家庭の約束事にこだわると、その子の本質を見失うことがあるのではないのでしょうか。私も以前はあいさつにこだわっていて、子どもがあいさつができないと、そればかり気になってしまいました。でも、「いまはできなくても、私たちがあいさつをしているのを見れば、ちゃんと耳に入っている」と発想を変えました。気がつく、子どもがあいさつをするようになっていました。あいさつができない背景には、「恥ずかしい」という気持ちや内気な性格があったと思います。「この子はできない子」と決めつけるのではなく、ゆったりと見守ることが必要だと思いました。



II 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

1 構成(◎は座長)

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員、恵明学園乳児部施設長

2 進捗状況について

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、本体施設は全施設を小規模グループケアするとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。
- ・これを受け、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、本ワーキンググループを設置し、マニュアル及び事例集を作成することとした。
- ・マニュアルについてはワーキンググループの報告書を基にとりまとめられ、平成24年11月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」として各自治体に対し発出済。
- ・ワーキンググループでは、引き続き、小規模化等の事例集の作成を進めているところ。完成次第発出予定。

(スケジュール)

第1回	平成24年6月29日	マニュアルの論点整理
第2回	平成24年7月25日	マニュアルの議論
第3回	平成24年8月27日	マニュアルの取りまとめ
第4回	平成25年1月29日	事例集等について議論
第5回	平成25年2月28日	事例集等について議論・取りまとめ方針決定 ※現在最終調整中

家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

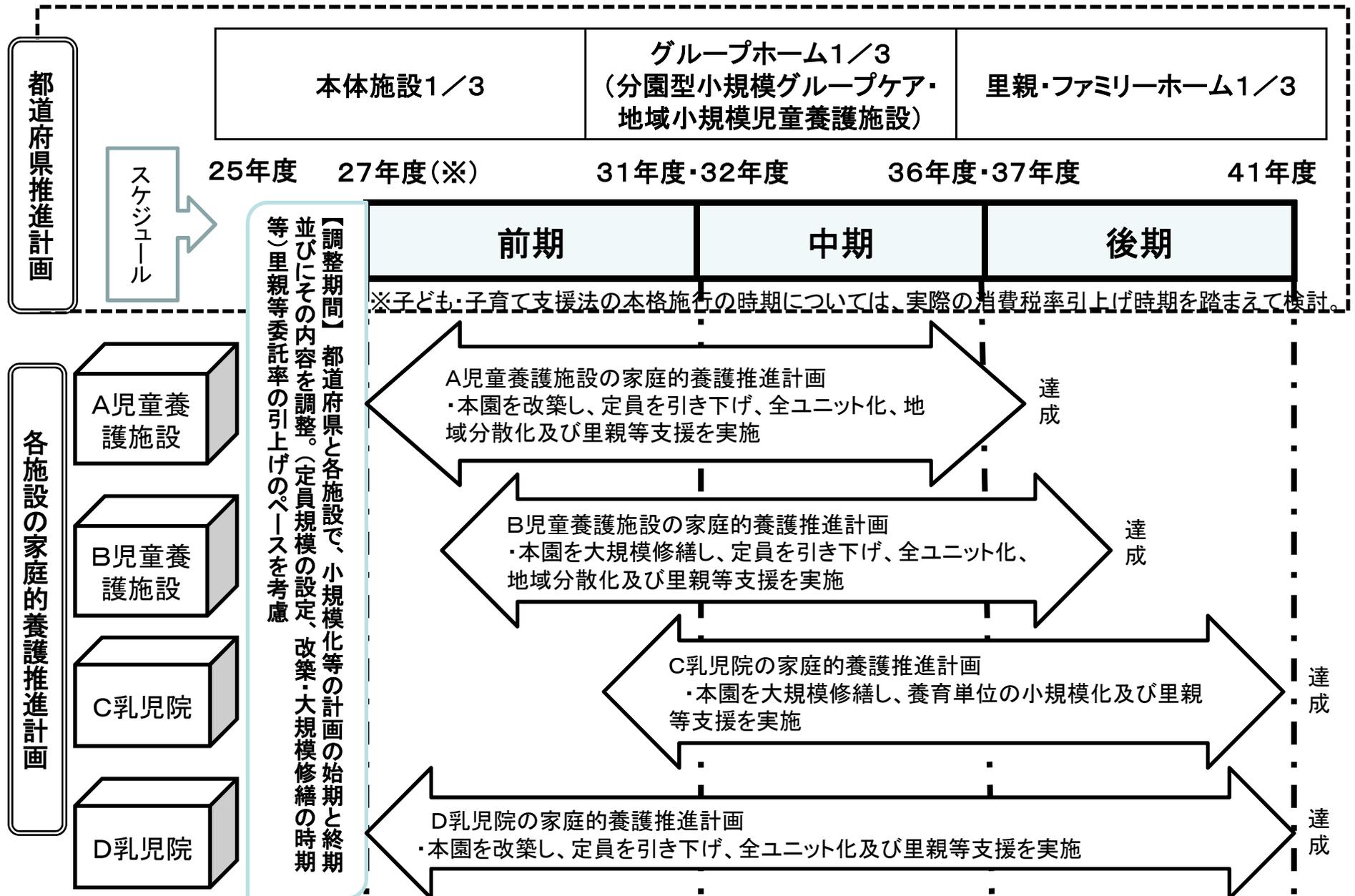
都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



Ⅲ 親子関係再構築支援ワーキンググループについて

1 構成(◎は座長)

- ◎ 犬塚 峰子 大正大学人間学部臨床心理学科教授
- 山本 恒雄 日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長
- 松永 忠 光の園施設長(児童養護施設)
- 塩田 規子 救世軍世光寮副施設長(児童養護施設)
- 谷本 恭子 高知聖園ベビーホーム施設長(乳児院)
- 山元 喜久江 広島乳児院施設長(乳児院)
- 平岡 篤武 吉原林間学園施設長(情緒障害児短期治療施設)
- 川崎 今日子 野菊荘主任母子支援員(母子生活支援施設)
- 藤井 美憲 愛泉こども家庭センター長(児童家庭支援センター)
- 鈴木 浩之 児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長
- 管野 道英 児童相談所 滋賀県中央子ども家庭相談センター 参事

2 進捗状況について

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、社会的養護施設の今後の方向性として、地域支援の役割を高めていくことが示され、施設による親子関係の再構築支援の充実(具体的には効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制の整備、児童相談所との連携など)を図っていくこととされた。
- ・本ワーキンググループでは、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、施設種別ごとの事例を収集し、留意すべき点などをまとめた事例集の作成を進めている。また、再構築支援を推進していく上での論点の抽出・整理なども同時に行っており、これを基に平成25年度にはガイドラインを作成する予定である。

(スケジュール)

- 第1回 平成24年7月24日 ワーキングの内容・事例集の内容についての検討
- 第2回 平成24年9月25日 事例発表、様式及び内容の検討
- 第3回 平成24年12月3日 事例集案についての検討、ガイドラインの論点の抽出・整理
- 第4回 平成25年2月8日 事例集案についての検討、ガイドラインの論点の抽出・整理
- 第5回 平成25年3月21日 事例集の確認、ガイドラインの項目についての検討

IV 施設運営の手引書編集委員会（5種別ごと）

1 構成

（各施設種別のWG座長）

児童養護施設手引書編集委員会	桑原 教修	全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長
乳児院手引書編集委員会	平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長
情緒障害児短期治療施設手引書編集委員会	高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長
児童自立支援施設手引書編集委員会	相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長
母子生活支援施設手引書編集委員会	菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長

2 進捗状況について

- ・児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針に基づき、各施設種別の施設運営の手引書を作成する。
- ・平成24年度には各施設種別ごとの編集委員会を開催し、目次や概要等の作成を行った。これを基に平成25年度に手引書を完成させる予定。

（各施設種別編集委員会開催数）

児童自立支援施設手引書編集委員会	（4回開催）
情緒障害児短期治療施設手引書編集委員会	（4回開催）
母子生活支援施設手引書編集委員会	（4回開催）
乳児院手引書編集委員会	（2回開催）
児童養護施設手引書編集委員会	（2回開催）

V 社会的養護第三者評価推進研究会について

1 構成（◎は座長）

◎柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
桑原 教修	全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長
福田 雅章	社会福祉法人養徳園総合施設長
平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長
相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台市社会事業協会事務局長
岡田 賢宏	NPO法人福祉経営ネットワーク事務局長
要 厚子	NPO法人メイアイヘルプユー理事
坂口 繁治	岩手県社会福祉協議会評価調査者・坂口社会福祉事務所所長
諏訪免 典子	愛媛県社会福祉協議会評価調査者
新津 ふみ子	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科客員教授

2 進捗状況について

- ・平成24年度より義務化した社会的養護関係施設での第三者評価を推進するため、平成23年度に施設運営指針、第三者評価基準の作成を行った各施設種別ごとのワーキンググループの座長に、社会的養護関係施設の評価の経験のある評価機関の有識者を加え、平成24年5月に発足。
- ・この研究会のメンバーで、①平成24年5月23日～26日（東京）、②7月16日～19日（大阪）、③9月3日・4日（東京）、④平成25年3月23日・24日（北海道）の4回の評価調査者研修の講師を担当。
- ・平成24年9月に、施設向けの推進テキストとして、「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」を作成し、各施設及び自治体に送付した。
- ・上述の事務連絡の内容を含むパンフレットを全国社会福祉協議会で作成し、広報用に使用。
- ・平成24年5月の研修会の講義記録をもとに編集作業を行い、平成25年3月に評価調査者向けの「社会的養護関係施設の自己評価・第三者評価の手引き」を作成した。全国社会福祉協議会で研修テキストとして用いるほか、全国の社会的養護関係施設すべてに配布。
- ・今後も、社会的養護第三者評価事業の評価の質の向上や、各施設の取り組みの推進を図るとともに、評価基準の見直しに向けた論点の整理等を行っていく。

（スケジュール）

第1回	平成24年8月6日	「評価調査者向けテキスト」「施設向けテキスト」の検討
第2回	平成24年10月1日	「評価調査者向け」テキストの検討
第3回	平成25年3月22日	「自己評価・第三者表の手引き」の確認、第三者評価基準の見直しの方法の検討

(参考)

施設の小規模化と家庭的養護の推進 （「社会的養護の課題と将来像」）

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童 5.5:1
3歳以上 4:1
3歳未満 2:1

589か所
定員34,252人
現員29,399人

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

130か所
定員3,853人、現員3,000人

小規模グループケア

(本園ユニットケア、グループホーム)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人
(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

24年度809か所
→26年度目標 800か所達成済
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人
職員2人+非常勤1人+管理宿直

24年度243か所
→26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人
養育者及び補助者合わせて3人

24年度177か所
→26年度目標 140か所達成済
→将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	8,726世帯
うち養育里親	7,001世帯
専門里親	602世帯
養子縁組里親	2,124世帯
親族里親	445世帯

委託里親数 3,292世帯
委託児童数 4,295人

→26年度目標
養育里親登録 8,000世帯
専門里親登録 800世帯

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

24年3月末 13.5%
→26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

登録里親数、委託里親数、委託児童数は、平成24年3月末福祉行政報告例。

施設数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの数は、平成24年10月1日家庭福祉課調べ。

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援
24年度99か所 →26年度目標 160か所